

県内市町における介護保険料の改定について

1 要旨・目的

第9期介護保険事業計画期間（令和6～8年度）における各市町の介護保険料（基準額）が次のとおり定められたので、報告する。

2 現状・背景

第1号被保険者（65歳以上の方）に対する介護保険料は、市町介護保険事業計画に定める介護給付等の費用額の見込み及び第1号被保険者の所得状況等を勘案し、各市町の条例により、3年ごとに定めることとされている。

3 概要

(1) 対象者

介護保険被保険者及び保険者

(2) 介護保険料基準額（月額）

市 町 名	第8期 基準額	第9期 基準額	増加額
広 島 市	6,250 円	6,400 円	150 円
呉 市	5,500 円	5,500 円	－円
竹 原 市	6,000 円	5,800 円	▲200 円
三 原 市	5,480 円	5,080 円	▲400 円
尾 道 市	5,998 円	5,998 円	－円
福 山 市	5,867 円	6,483 円	616 円
府 中 市	6,482 円	6,718 円	236 円
三 次 市	5,849 円	5,849 円	－円
庄 原 市	6,551 円	6,414 円	▲137 円
大 竹 市	4,885 円	5,020 円	135 円
東 広 島 市	5,700 円	5,400 円	▲300 円
廿 日 市 市	5,498 円	5,498 円	－円
安 芸 高 田 市	6,750 円	6,500 円	▲250 円
江 田 島 市	5,600 円	5,600 円	－円
府 中 町	6,100 円	6,100 円	－円
海 田 町	5,862 円	5,862 円	－円
熊 野 町	5,696 円	4,828 円	▲868 円
坂 町	5,975 円	6,100 円	125 円
安 芸 太 田 町	6,500 円	6,500 円	－円
北 広 島 町	6,803 円	6,703 円	▲100 円
大 崎 上 島 町	6,640 円	6,640 円	－円
世 羅 町	6,200 円	5,950 円	▲250 円
神 石 高 原 町	6,160 円	6,350 円	190 円
県 加 重 平 均	5,985 円	6,098 円	113 円

※ 県内の最高額 6,718 円（府中市）、最低額 4,828 円（熊野町）

(3) スケジュール

—

(4) 予算

—